

広島県告示第七百三十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和七年八月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
河本地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを昭和五十九年七月三十日広島県告示第七百四十三号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱三号から五号までを順次結んだ線及び標柱五号と一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号及び二号は「告示」で指定した土地に存する標柱五号及び四号と同一とし、標柱三号は「告示」で指定した土地に存する標柱三号と四号を結んだ線上に存するものとする。

郡市・町	町	大字	字	地番	標柱番号
廿日市市	串戸六丁目			五七八番四	標柱一号
				五七〇番三	標柱二号及び三号
				五七〇番六	標柱四号
				五七四番七	標柱五号

次に掲げる土地に存する標柱六号から十号までを順次結んだ線、標柱六号及び十号を「告示」で指定した土地に沿って結んだ線、標柱六号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。
ただし、標柱六号は「告示」で指定した土地に存する標柱二号と三号を結んだ線上に存するものとし、標柱十号は「告示」で指定した土地に存する標柱三号と同一とする。

郡市・町	町	大字	字	地番	標柱番号
廿日市市	串戸六丁目			四九番一	標柱六号、七号、八号、九号及び十号